

「第1回東機賢・宮本さんパワハラ裁判」傍聴報告

9月2日、大阪地裁810号法廷で行なわれた東機賢・宮本さんパワハラを傍聴しました。今回の裁判相手は製薬会社ではなく、医療機器メーカーと職種が異なります。しかしながら、人員削減で労働強化され、働くルールが確立していない職場という点では製薬会社も同様です。私達は本事件に深く共感し、支援しています。

傍聴者21名（内、5名は全薬会議道修町の仲間、2名は被告会社関係者）。裁判官と被告弁護士は各々1人に対し、原告弁護士は井筒裁判でお世話になった梅田弁護士と若手の山室、石川弁護士の3人で傍聴人数と同様、数で圧倒した壮観な法廷でした。裁判は10:00から10分程度で、提出書面の確認と裁判官からの質問でした。

- ① 被告側へ： 被告は不法行為・パワハラをどこまで認めているのか。
- ② 被告側へ： 通勤手当に、課税（定額4万円）と非課税とあるが、違いを明らかにする。
- ③ 原告側へ： 9/25に近大病院から1カ月の休暇が必要と診断を受けているが、その後の原告の体調を論述する。

今回は公開弁論で、10月29日（金）10:30となりました。

閉廷後の報告集会は裁判所北口の街路樹の下で行われました。

- ・ 山室弁護士からの要点説明と次回傍聴への要請。
- ・ 原告・宮本さんからのお礼
(私見：散会し、帰りがけに宮本さんからの「有難うございました」の静かな一言を受け、涼風が一瞬吹きました)
- ・ 勝訴した医療機器メーカー・アールエフの山本さんからの励まし
- ・ クライアントジャパン（世界的精密化学会社クラリアント社、スイスの日本法人）のS原告の励ましと明日予定されている彼女の第2回口頭弁論裁判への傍聴要請

私見：宮本さんパワハラを生々しい経緯を知り、井上ひさしの遺作「1週間」に取り上げられているシベリア捕虜収容所での旧日本軍パワハラの様子が頭をよぎりました。

(Yukisan)